

◆2018年9月15日講義より

女性と政治参画のこれから

2018年に5月16日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。内閣府男女共同参画局長として、その経緯を見守ってきた男女共同参画局長の武川恵子さんに、女性議員比率における世界の状況、日本の状況について聞きました。

前内閣府男女共同参画局長
日本学術会議事務局企画課
学術研究団体等調査分析官 **武川 恵子さん**



【プロフィール】香川県生まれ。東京大学教養学部を卒業後、総理府（現内閣府）に入府。男女共同参画局（当時は男女共同参画室）の設置から関わり、1995年に国連第四回世界女性会議（中国・北京）に日本政府代表団として参加。大臣官房審議官や大臣官房政府広報室長などを経て、2014年7月から2018年7月まで男女共同参画局長。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」は、平成27年に中川正春衆議院議員の呼びかけによって超党派の議員連盟が結成されたことから始まり、15回におよぶ院内集会所が開催され、2017年の9月には衆議院の解散により、廃案になるということもありましたが、ようやく5月16日の参議院本会議で、全会一致で可決、成立しました。

条文第2条の基本原則、「：男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して：」という一文の「均等」という文言をめぐっては「同数」にする、「均衡」がいいなど激しい議論が交わされ、ようやく「均等」に落ち着きました。

日本の現状

現状、女性議員の割合は、衆議院で10.1%、参議院で20.7%。地方議会では10.1%です。世界平均が23.8%ですので、かなり低いことがわかります。町村議会に至っては全国の約3割が、女性議員0です。21世紀の先進国なのにこの状況です。他の先進国でそのようなところはありませぬ。

歴史を紐解くと、1945年に女性の国政参加が認められ、1946年4月の衆議院選挙で、39名の女性が衆議院に当選しました。それによって女性議員比率は8.4%になりました。世界と比較してもかなり高い水準でした。これは、一人複数票を投票することができ、一人は女性に、もう一人は男性に投票した人が多かったからだといわれています。

その後、女性議員数は激減し、2005年の小泉政権のときの衆議院議員総選挙で43人の女性が当選するまで、39人の記録が破られることはありませんでした。

諸外国の状況

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム（ダボス会議）」が毎年発表するジェンダーギャップ指数は、日本は144カ国中114位です。2006年には80位でしたが、どんどん落ちてきて発展途上国に追い抜かれているのが現状です。

ジェンダーギャップ指数は、政治・経済・健康・教育の4分野について測定されますが、日本は、健康では1位、教育では74位とまずまずなのですが、政治では122位、経済では114位と極端に低いのです。

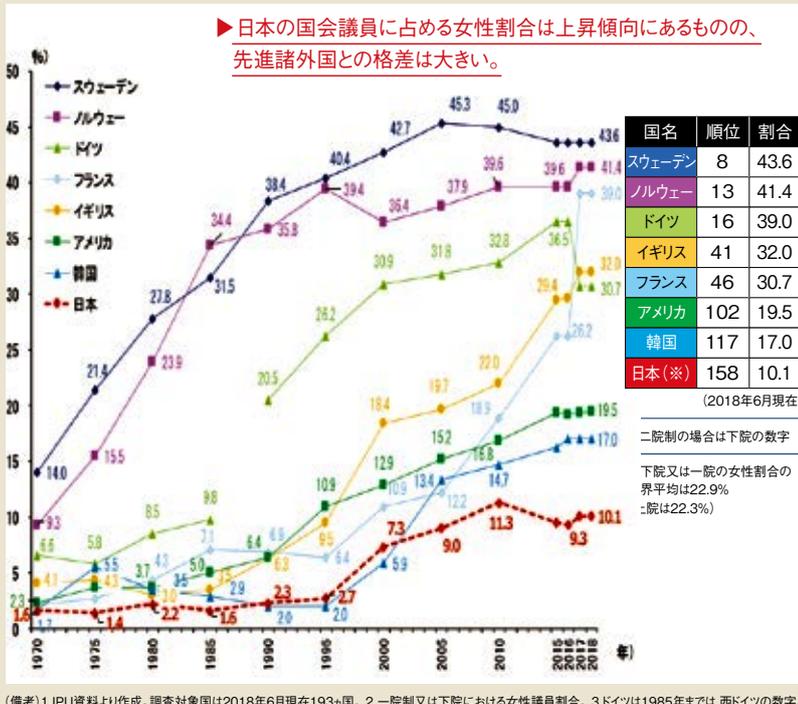
北欧諸国では、1970年代から

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 概要

一 目的 (第1条)	政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。
二 基本原則 (第2条)	1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。 2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。 3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。
三 責務等 (第3条及び第4条)	基本原則にのっとり 国及び地方公共団体の責務 政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。 政党その他の政治団体の努力 当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。
四 基本的施策	1. 実態の調査及び情報の収集等 (第5条) 2. 啓発活動 (第6条) 3. 環境の整備 (第7条) 4. 人材の育成等 (第8条)
五 法制上の措置等 (第9条)	実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、必要な法制上又は財政上の措置等を講ずるものとする。

※ 平成30年5月23日公布・施行

法令上のクオータ制			
国名	選挙制度	下院におけるクオータ制	政治資金に関する制度
フランス	小選挙区 2回投票制	各政党の候補者数の男女差は当該政党の 全候補者数の2%以下とする	議員選挙(小選挙区制)では、男女の候補者の比 率の差が2%を超えた政党に対しては、制裁として 助成金を減額
イタリア	多数派プレミアム付比 例代表制(原則、非拘 束名簿式)	いずれの候補者も50%とする。候補者 名簿は男女交互に掲載。	一方の性が候補者の40%未満の場合、公的助成 金の交付額を最大1%削減
※ この他の法令上のクオータ制としては、あらかじめ女性議員の比率を定めて議席を確保する議席割当制(例:ルワンダの上院で採用)がある			
政党によるクオータ制			
ドイツ	1990年に候補者名簿に占める女性割合を25%以上とするクオータ制を導入。1994年には3分の1、1998年には40%と段階的に割合を高めた。(社会民主党)		
イギリス	- 隣接する2つの選挙区を一括しとみなし、一方の選挙区で女性、もう一方の選挙区で男性の候補を立てるツイン方式。(労働党) - 女性単独候補者制(引当議席の半分と、労働党が有利な選挙区のうち半分について、候補者を女性のみとする)を導入。(労働党)		
カナダ	- 議会の候補者の3分の1を女性にする(自由党)		
その他のインセンティブ付与			
米連	- 民間の選挙支援組織による資金援助、女性候補者への投票の呼びかけ等 例: エミリーズ・リスト(民主党の女性候補者の支援) ウィッシュ・リスト(共和党の女性候補者の支援)		



国会議員に占める女性の割合が増えています。その他の国も、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議をきっかけに、クオータ制を導入するなどした国々は女性比率が高まっています。(資料①)

フランスでは、2000年にパリテ法を成立させたことで、女性議員数が増加しました。上院では比例代表選挙候補者名簿を男女交互とし、下院では候補者数の男女比が49〜51%より開いた政党に助成金を減額しています。

イギリスでは隣接する2つの選挙区を1くくりとみなし、一方の選挙区からは女性、もう一方の選挙区からは男性の候補を立てるツイン方式を導入しています。(資料②)

各国の女性議員比率向上の歴史を見てみると、どの国も大変苦労して女性比率を増やしています。

たとえばイギリスでは、1990年代に「女性のみの候補者名簿」を採用し、性別差別禁止法違反だと反発を受け、一度は断念しています。しかしその後、男女格差是正のためのポジティブアクションは性差別には当たらないという性別差別禁止法の改正を行って、「女性のみの候補者名簿」を復活させました。また、

フランスもパリテ法に先立って憲法を改正しています。

日本でも参考になるところがあるのではないのでしょうか。

女性の政治参画状況を見える化

内閣府では、「女性の政治参画マップ」「都道府県別全国女性の参画マップ」「市町村女性参画状況見える化マップ」を作成し、政治分野における女性の参画状況の見える化を行っています。女性候補者を増やすためには、まずは現状を広く知ってもらうことが大切だと考えるからです。(資料③)

日本では、地方議会の女性比率がまだまだ低く、都道府県議会では10.1%、市町村議会で13.1%。女性議員の年齢構成を見ると、子育てが段落したと思われる50代以上が7割を超えます。

なぜ、地方議会において女性議員が少ないのでしょうか。主に3つの理由があります。

- 1 政治は男性のものという意識が強い
 - 2 議員活動と家庭生活の両立が難しい
 - 3 経済的負担が大きい。
- これらの解決策としては、政党が性別に関わらず能力に基づいて立候補者を養成する、教育研修の機

会を与える、経済的支援をするなどが挙げられます。また、育児・介護休業制度の明文化、議会の託児所や授乳室の整備も必要です。

2019年6月には東京で、女性政治指導者グローバルフォーラム(WPL)が開かれます。WPLは、女性政治家の数を増やし、女性の影響力を高めることを目的としたグローバルネットワークです。

政治分野における女性活躍は、今や世界の潮流です。苦勞の末、ようやく成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を追い風に、日本でも、女性議員比率を高めていきたい。そのためにも、まずみなさんに、現状を知り、関心を持っていただきたいと願っています。

● ● ● 女性議員数が大躍進したアメリカ議会

2018年11月の米中間選挙は、トランプ政権への審判とも言えるもので世界中の注目を集めました。結果は上院は共和党、下院は民主党が過半数を占めるねじれ議会に。また注目されたのは下院の民主党勝利を導いた女性議員の躍進。定員435の下院で女性当選者が100人を突破。上院を合わせた113人で過去最高に。非白人女性の躍進も話題に。女性たちが米政界を変革中なのです。

会を育てる、経済的支援をするなどが挙げられます。また、育児・介護休業制度の明文化、議会の託児所や授乳室の整備も必要です。

2019年6月には東京で、女性政治指導者グローバルフォーラム(WPL)が開かれます。WPLは、女性政治家の数を増やし、女性の影響力を高めることを目的としたグローバルネットワークです。

政治分野における女性活躍は、今や世界の潮流です。苦勞の末、ようやく成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を追い風に、日本でも、女性議員比率を高めていきたい。そのためにも、まずみなさんに、現状を知り、関心を持っていただきたいと願っています。

女性の政治参画マップ2018

政治分野における女性の参画拡大は、多様な民意の反映のため極めて重要です。我が国の政治分野における女性の参画状況は、国・地方ともに依然として低い水準にとどまっています。

都道府県議会における女性議員の比率

平成28年12月31日現在

都道府県	議員総数(A)	女性議員数(B)	(女性議員の比率%)
京都府	59	12	(20.3%)
東京都	127	25	(19.7%)
滋賀県	43	7	(16.3%)
神奈川県	105	17	(16.2%)
岩手県	48	7	(14.6%)
秋田県	43	6	(14.0%)
福島県	58	8	(13.8%)
山口県	46	6	(13.0%)
岡山県	54	7	(13.0%)
北海道	101	13	(12.9%)
沖縄県	48	6	(12.5%)
三重県	49	6	(12.2%)
栃木県	50	6	(12.0%)
宮城県	59	7	(11.9%)
兵庫県	96	10	(11.6%)
鳥取県	35	4	(11.4%)
埼玉県	92	10	(10.9%)
徳島県	37	4	(10.8%)
福岡県	86	9	(10.6%)
長野県	58	6	(10.3%)
千葉県	95	9	(9.5%)
奈良県	43	4	(9.3%)
長崎県	45	4	(8.9%)
福井県	36	3	(8.3%)
島根県	37	3	(8.1%)
茨城県	62	5	(8.1%)
愛知県	102	8	(7.8%)
鹿児島県	51	4	(7.8%)
富山県	40	3	(7.5%)
和歌山県	42	3	(7.1%)
青森県	46	3	(6.5%)
岐阜県	46	3	(6.5%)
熊本県	47	3	(6.4%)
広島県	64	4	(6.3%)
群馬県	50	3	(6.0%)
新潟県	53	3	(5.7%)
高知県	37	2	(5.4%)
宮崎県	39	2	(5.1%)
石川県	41	2	(4.9%)
香川県	41	2	(4.9%)
大塚府	85	4	(4.7%)
山形県	43	2	(4.7%)
大分県	43	2	(4.7%)
静岡県	69	3	(4.3%)
山梨県	36	1	(2.8%)
佐賀県	36	1	(2.8%)
愛媛県	44	1	(2.3%)
計	2,657	263	(9.9%)

注1) 総務省「地方自治体の議会の議員及びその所属する議員の性別に関する調査結果」(平成28年12月31日現在)
 注2) 女性議員の比率は、地方自治体の議員の総数に対する女性議員の比率を算出したものである。
 注3) 都道府県議会において、前年比から女性議員の比率が増加した場合は赤字、減少した場合は青字、変化なしの場合は黒字としている。
 ※前年(平成27年7月1日現在)は9.0%

首長



内閣府「地方自治体における男女共同参画の推進状況」(平成28年4月1日現在)

議会の長



都道府県議会議長は平成28年11月1日現在(任期満了時議会議長)の議会議長、政令指定都市市議会議長は平成27年10月1日現在(任期満了時議会議長)の議会議長、市区町村議会議長は平成27年7月1日現在(任期満了時議会議長)の議会議長。

市区町村議会における女性議員の比率



総務省「地方自治体の議会の議員及びその所属する議員の性別に関する調査結果」(平成28年12月31日現在)



注: 都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべく、47都道府県の都府を除外したものを、各都府別に【】で示している(数値は都府平均のもの)



▲日本の都道府県議会で女性比率が高いのは上から京都府(20.3%)、東京都(19.7%)、滋賀県(16.3%)となっている。最下位は愛媛県の2.3%。

国会議員数の国際比較

平成29年12月1日現在

「民主主義に関する国際的調査」(1997年(平成9年)IPU(国際議院連盟)より)
 民主主義の確立のためには、男女がその選ばれる互いの長所を活かし、平等に、かつ補い合いながら機能する、社会の営みにおける男女の員のパートナーシップが前提となる。(IPU憲法原則第10条)

順位	国名	下院又は一院制		(参考)上院			
		議員数	女性議員数	議員数	女性議員数		
1	ルワンダ	80	49	61.3	26	10	38.5
2	ボリビア	130	69	53.1	36	17	47.2
3	キューバ	612	269	44.0
4	ニカラグア	92	42	45.7
5	スウェーデン	349	152	43.6
6	メキシコ	500	213	42.6	128	47	36.7
7	フィンランド	200	84	42.0
8	セネガル	165	69	41.8
8	南アフリカ共和国	392	164	41.8	54	19	35.2
10	ノルウェー	169	70	41.4
11	ナミビア	104	43	41.3	42	10	23.8
12	モザンビーク	250	99	39.6
13	スペイン	350	137	39.1	266	101	38.0
14	フランス	577	225	39.0	348	102	29.3
15	エチオピア	547	212	38.8	153	49	32.0
16	ニュージーランド	120	46	38.3
17	アルゼンチン	257	98	38.1	72	30	41.7
17	アイスランド	63	24	38.1
19	ベルギー	150	57	38.0	60	30	50.0
19	エクアドル	137	52	38.0
22	デンマーク	179	67	37.4
24	スロベニア	90	33	36.7	39	4	10.3
26	オランダ	150	54	36.0	75	28	34.7
28	ポルトガル	230	80	34.8
30	オーストリア	183	63	34.4	61	19	31.1
35	スイス	200	65	32.5	46	7	15.2
39	イギリス	650	208	32.0	805	207	25.7
43	イタリア	630	195	31.0	320	91	28.4
45	ドイツ	709	218	30.7	69	27	39.1

50	オーストラリア	150	43	28.7	76	31	40.8
52	ルクセンブルク	60	17	28.3
53	ポーランド	460	129	28.0	100	14	14.0
57	イスラエル	120	33	27.5
61	エストニア	101	27	26.7
64	カナダ	335	88	26.3	100	43	43.0
79	アイルランド	158	35	22.2	60	18	30.0
82	チエコ共和国	200	44	22.0	80	15	18.8
96	スロバキア	150	30	20.0
99	アメリカ合衆国	434	84	19.4	100	21	21.0
105	ギリシャ	300	55	18.3
115	韓国	300	51	17.0
122	ラトビア	100	16	16.0
130	トルコ	549	80	14.6
157	ハンガリー	199	20	10.1
157	日本	465	47	10.1	242	50	20.7
	チリ*	155			43		
	世界平均			23.6			23.2

資料出典: IPU(Women in Parliaments) (2017年12月1日現在)
 (注) * 数字は小数点第2位を四捨五入したものである。
 * 2017年11月に実施された選挙結果に基づき算出された、人数及び割合について公表している。

作成: 内閣府男女共同参画局

2019年の候補者は男女均等になる? 各政党の努力が期待されています。

日本でも2018年5月によりやく「政治分野における男女共同参画推進法」(候補者均等法)が成立! 各政党は女性議員を増やす努力が必要です。まずは候補者数の男女均等を目指すこと。われわれ有権者は、各党の実行力を厳しく注視していく必要があります。

日本の国会議員各政党の男女比

衆議院議員 H30.11.22現在				
会派名	所属議員数	男性	女性	女性比率
自由民主党	283	261	22	8.5%
立憲民主党・市民クラブ	58	44	14	31.8%
国民民主党・無所属クラブ	37	35	2	5.7%
公明党	29	25	4	16.0%
無所属の会	13	12	1	8.3%
日本共産党	12	9	3	33.3%
日本維新の会	11	10	1	10.0%
社会民主党・市民連合	2	2	0	0.0%
希望の党	2	2	0	0.0%
未来日本	2	2	0	0.0%
自由党	2	2	0	0.0%
無所属	13	13	0	0.0%
欠員	1			
合計	465	416	47	11.3%

参議院議員 H29.9.27現在				
会派名	所属議員数	男性	女性	女性比率
自由民主党・こころ	126	106	20	15.9%
民進党・新緑風会	49	37	12	24.5%
公明党	24	19	5	20.8%
日本共産党	14	9	5	35.7%
日本維新の会	11	9	2	18.2%
希望の会(自由・社民)	6	3	3	50.0%
無所属クラブ	4	2	2	50.0%
沖縄の風	2	1	1	50.0%
各派に属しない議員	5	5	0	0.0%
欠員	1			
合計	242	192	50	20.7%

◆ 2018年10月20日講義より

日本の選挙制度について

日本はまだまだ政治に関心を持つ女性が少なく女性議員も少ないのが現状です。政治は身近な生活に直結したもののだけに、女性たちは、日本の政治のしくみを知っておく必要があります。

衆議院選挙と参議院選挙では選挙制度は違うの？ 一票の重みって何？ 地方議会議員の選挙は？ 知っているようで意外に知らない選挙制度について、総務省自治行政局行政課長の森源二さんに聞きました。



森源二さん

【プロフィール】 総務省自治行政局行政課長。1989年東京大学法学部を卒業後、自治省（現総務省）に入省。1993年ケネディ行政大学院公共政策学修士。春日井市企画調整部長、京都府地方課長、自治省行政局選挙部管理課訟務専門官兼課長補佐、総務省自治行政局行政課行政企画官、金沢市副市長、内閣府地方分権改革推進室参事官、総務省自治行政局選挙部政治資金課長を歴任、2016年より総務省自治行政局選挙部選挙課長などを経て2018年7月より現職。

衆議院の選挙制度

●小選挙区制と比例代表制

平成6年に、政治改革が行われ、小選挙区制と比例代表制という二つの選挙制度が存在する並立制になりました。以前は、一つの選挙区でおおよそ3〜5人が当選する中選挙区制でした。

小選挙区選挙は各選挙区から1人の議員が選ばれ、投票は投票用紙に候補者個人の名前を書き、都道府県の選挙管理委員会が選挙事務を管理します。

比例代表選挙は全国を11のブロックに分け、各選挙区から議員6〜28名を選出、投票は投票用紙に政党名を書きます。こちらは中央選挙管理会（国）が管理をします。

衆議院議員の定数は465人で、うち289人が小選挙区選出議員、176人が比例代表選出議員です。衆議院議員は任期4年。ただし解散があると、4年を待たずに選挙が行われます。

●重複立候補とは

衆議院選挙では、小選挙区と比例代表に重複して立候補することができます。小選挙区選挙では1人しか当選できませんが、小選挙

区で敗れた場合でも得票率が高い候補者は、比例代表のほうで救われるようになっています。

図1を見てください。衆議院の比例代表選挙の場合、政党の候補者リストに順位が付いています。上から1、2、2、2、5と順位が付いていますが、2、2、2、となつているB、C、Dは重複立候補者です。

比例代表で政党の当選人の数が2人の場合、リストの1番であるAは当選となります。リストの2番となつているB、C、Dのうち、Bは小選挙区で当選しているので（図1の右側の表参照）比例代表のリストから外れます。残るC、Dでは、小選挙区選挙の得票率が高いDのほうが当選となります。

参議院の選挙制度

参議院議員選挙は、これまで数回にわたって選挙制度改革が行われてきました。その間、国会議員の定数は減つていきましたが、今回、定数は242から248に増やすことになりました。これは、前回の選挙のときに票の格差が大きな問題になり、違憲とされたためです。参議院選挙は、選挙区選挙（定数148）と、比例代表選挙（定数100）があります。

▼(図1)衆議院の比例代表選挙

候補者の氏名及び当選人となるべき順位		当選人決定時	
順位	氏名	小選挙区の結果	当選順位
1	A	当	1
2	B	落	3
2	C	(惜敗率 80%)	落
2	D	(惜敗率 90%)	2
5	E	落	4

重複立候補

▼参議院の比例代表選挙制度

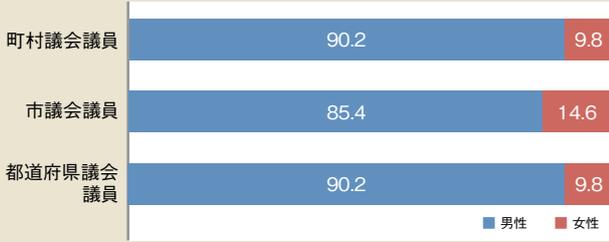
候補者(優先的に当選人となるべき候補者を除く)の氏名		当選人決定時	
氏名	氏名	当選順位	当・落
A	E	1	当
B	F	2	当
C			
D			

特定枠記載者を名簿記載の順位のとおり当選人とする

優先的に当選人となるべき候補者の氏名及び順位		当選人決定時	
順位	氏名	得票数	当選順位
1	E	100万票	3
2	F	90万票	4
		80万票	5
		60万票	6

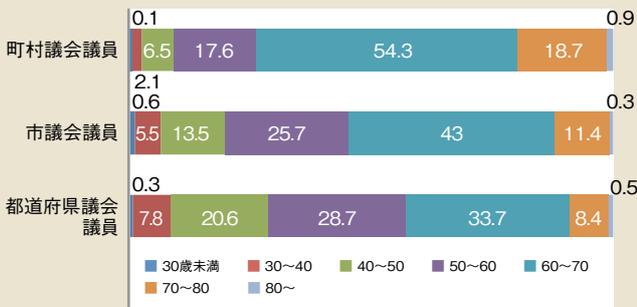
特定枠以外の者について得票数の最も多い順

■ 地方議会における男女比率(%)



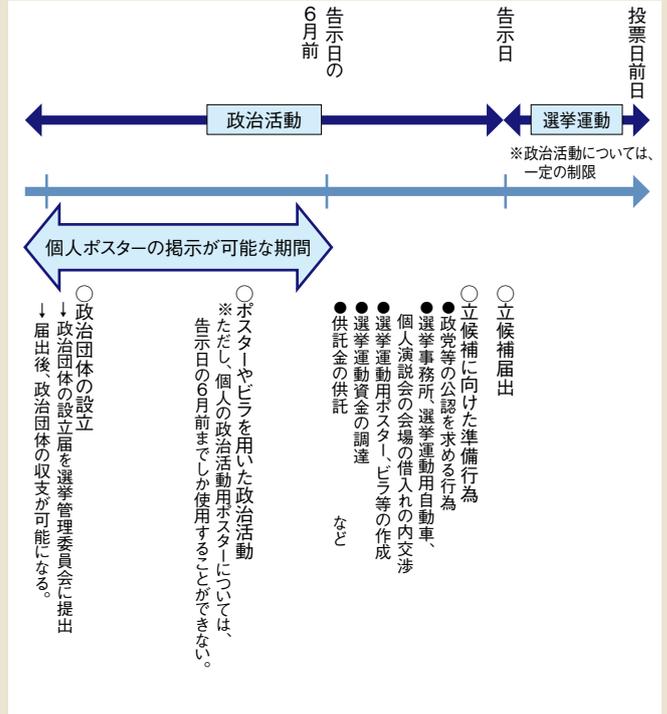
出典:財務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属等別人員調査」

■ 地方議会における年齢別比率(%)



出典:全国都道府県議会議員会「都道府県議会提要」(平成27年7月1日現在)
 全国市議会議員会「市議会議員の属性に関する調」(平成28年8月1日現在)
 全国町村議会議員会「第62回町村議会実態調査結果の概要」(平成28年7月1日現在)

■ 立候補前の諸活動



よく話題になる一票の格差とは、有権者が投じる一票の重みの不平等のことを差します。小選挙区選挙では、一つの選挙区に1人の当選者しか出ません。そのため、選挙区内の有権者数が多い区と少ない区では、議員1人当たり人口に差ができません。選挙区の区割りは、有権者人口をなるべくそろえるようにしていますが、全く同じにはなりません。

一票の格差とは
 別枠の人は無条件に当選できます。その他は得票数の多い順に当選者が決まります。

選挙区選挙は47都道府県が選挙区となり(ただし鳥取県・島根県、徳島県・高知県は2県で1選挙区に合区)、各選挙区から議員2~12名を選出。投票は個人名を書きます。管理は都道府県の選挙管理委員会が行います。
 比例代表選挙は全国で実施。個人名か政党名を書いて投票します。管理は中央選挙管理会が行います。任期は6年で、3年ごとに半数を改選します。当選者の決め方は、比例代表の場合、特定の候補者を優先的に当選できるようにする「特別枠制度」を採用し、特別枠の人は無条件に当選できます。

2011年の最高裁では、議員1人当たりの一票の格差が2倍を超えたケースについて違憲状態という判決が下されました。選挙区は5年ごとの国勢調査の結果を受けて決められますが、今のところ、1票の格差を2倍以下にするよう調整しています。

● 政治団体の設立

選挙運動を始めるには、まず、

選挙運動について

2015年には47都道府県中41都道府県、約87%が統一選挙を行いました。

告示日には立候補の届出をします。それに向けて、様々な準備を行います。政党から立候補する場合は、政党の公認をもらう。選挙事務所、選挙カーの準備、個人演説会をする場合は会場の手配、ポスター、ビラ等の作成、選挙運動

統一地方選挙は、地方公共団体の選挙日程を全国的に統一するもので、例えば都道府県議会議員では、

それまでは、後援会を作ったりして、応援をしてもらいながら政治活動をします。街頭演説などで自分の考えを述べるのは自由ですが、チラシなど文書を作ってしまう場合は規格や枚数、期間に制限があります。また、個人ポスターの掲示は、選挙の告示日の6カ月前までしかできません。ただし、政党としての純粋な政治活動は選挙活動とはみなされないため、政党のポスターは貼ってもかまいません。

地方公共団体の長の選挙は、都道府県、市町村等の区域で行われます。都道府県の議会議員選挙は、市町村単位の選挙区で実施、指定都市は行政区を単位とした選挙区で実施、市町村は原則市町村の区域で選挙を実施します。管理は都道府県または市町村の選挙管理委員会です。

それまでは、後援会を作ったりして、応援をもらいながら政治活動をします。街頭演説などで自分の考えを述べるのは自由ですが、チラシなど文書を作ってしまう場合は規格や枚数、期間に制限があります。また、個人ポスターの掲示は、選挙の告示日の6カ月前までしかできません。ただし、政党としての純粋な政治活動は選挙活動とはみなされないため、政党のポスターは貼ってもかまいません。

2017年10月の衆院選について、最高裁は2018年12月合憲とする判断を示しました。

政治団体を設立します。設立には、活動区域に応じて、総務省または都道府県の選挙管理委員会に届出をしなければなりません。届出の際には、規約など、様々な文書の提出が必要です。届出前に、政治活動のための寄附を受けたり支出することはできません。選挙活動は、選挙の告示が行われた日から投票日の前日までしかできません。

■ 地方議会の自主的な取組例【住民と議会との意思疎通の充実の事例(模擬議会の開催)】

沖縄県糸満市議会～ならではの視点で質問キラリ「女性模擬市議会」開催～

●人口(平成22年国調)57,320人 ●議員20人(うち女性議員1人)

平成26年10月28日、市議会本会議場で「第3回糸満市女性模擬市議会」を開催。同議会は、市女性団体連絡協議会設立30周年記念事業の一環として、女性の視点から市民の声を行政に反映させることを目的に、前回から15年ぶりに開催。

推薦や公募で当選した20代から70代までの21人の模擬市議員は、実際の市議会傍聴や講座受講など2か月間にわたる事前学習を経て一般質問を作成。当日は市民130名が傍聴する中、市民会館の整備や待機児童の解消についてなど、福祉・教育・文化・防災・地域振興といった多岐にわたる分野で一般質問がなされ、市長や原課担当者が答弁に応じ、活発な議論が展開された。



富山県南砺市議会～南砺市女性議会～

●人口(平成27年国調)51,350人 ●議員20人(うち女性議員1人)

平成21年度から始まった南砺市女性議会は、南砺市女性団体連絡協議会「さわやかネットワーク」が市政への関心を高め、地域リーダーを育成する目的で実施している。第9回目となる今回は、公募や加盟団体の推薦によって議員14名が選ばれ、市の施設などの現地視察研修や学習会等に取り組んだ。平成29年11月21日の本会議では、市民約30名が傍聴する中、一般質問を実施し、観光や伝統産業、地域包括ケア、食育、女性活躍について活発な議論が展開された。



資金の調達などの準備があります。

立候補には、供託金を供託することが公職選挙法第92条に定められています。金額はたとえば都道府県知事の場合は300万円、同議員の場合は60万円などと決まっています。一定数の得票数(有効得票の10分の1以上など)があった場合は返却されます。泡沫候補の場合は没収となります。

選挙運動の機会均等を保つために、選挙運動のうち、新聞広告や政見放送、はがきの送付、選挙カーの使用(条例による)などが無料になる選挙公営制度があります。

●立候補の届出

立候補の届出ができるのは、告示日の1日だけです。時間も決まっています。遅れたら立候補できません。届出には、立候補届出書と、宣誓書、政党に所属している場合は政治団体の証明書、供託金を払った証明書、戸籍謄本または抄本を提出します。通称を使用する場合は通称認定申請書も必要です。

●選挙運動

立候補の届出が受理されたら、投票日の前日まで、選挙運動をすることができません。

選挙運動には、選挙運動期間、

ビラや広告の数・規格制限、夜間の街頭演説や個別訪問の禁止など、

厳格な規制がありますが、それ以外は自由です。また、平成25年からインターネットによる選挙運動が解禁になりました。ただし、メールによる選挙運動は、立候補者ではありません。選挙区内で候補者が寄附をしたり、モノを配るのは禁止されています。結婚式や葬式に議員が出席してお金を持つていくのは禁止されていますが罰則はありません。

政治分野における男女共同参画

2018年5月に、政治分野における男女共同参画推進法が成立しました。

日本における女性議員の割合は、諸外国に比較してもかなり低く、特に地方議会では、平成29年度で都道府県知事(6.4%)、都道府県議会議員(10.1%)、市区町村長(1.6%)、市区町村議会議員(13.1%) (うち、特別区議会議員(27.1%)と比べています。年齢別で見ると、若い人は少なく、50代~60代が多い。

また、男女を問わず、地方議員自体のなり手不足という問題があ

ります。なり手が少ない要因には、

広範な事項を議決対象としており、専門性がより強く求められること、専門性が長くなっていることや、小規模市町村では、報酬が少なく、議員報酬だけでは生計を立てていけないことも挙げられます。また、兼業をしようにも、平日昼間を前提とした議会運営では難しい。勤労者の場合は就業規則が足かせになる場合もあります。議会運営の仕組みを変えないことには、女性議員だけでなく男性議員も増えていきません。

明るい話題もあります。沖縄県糸満市で、平成26年に第3回糸満市女性模擬市議会が開催されました。子育て、介護、教育、防災、地域振興など、女性ならではの質問が相次ぎ、市長らが答弁に応じました。富山県では平成21年から南砺市女性議会在がスタートし、地域リーダーの育成に努めています。このような自主的な活動が地方で起こっていることには明るい期待が持てます。女性が住みやすい社会は男性にとっても住みやすい社会になります。今後も、政治分野における女性の活躍が広がっていくことを期待したいと思います。